築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三一号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二三年政令第一五一号）について、令和六年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定することとした。（第二条関係）

3　令和五年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三二号）について、令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこととした。（第三条関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三一号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る令和六年度における改定率は、一・〇二七とすることとした。（第一条関係）

2　令和六年四月から令和七年三月までの月分の障害年金及び障害一時金の額を定めることとした。（第二条関係）

3　令和六年四月から令和七年三月までの月分の遺族年金の額及び令和六年度分の遺族給与金の年額等を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三二号）（厚生労働省）

1　令和六年四月以降の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額を改定することとした。（本則関係）

2　令和六年三月以前の月分の年金生活者支援給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三三号）（防衛省）

1　在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項等を定めることとした。（第九条の七関係）

2　乗組手当に係る防衛大臣の定める乗組員の受けている俸給月額に乗ずる割合等及び特殊作戦隊員手当に係るその従事する特殊作戦業務に特定の技能が必要とされないものとして防衛大臣が定める特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額に乗ずる割合を改定することとした。（第一二条関係）

3　自衛官等に係る電子資格確認の導入等に伴い、療養の給付等に関する規定の整備を行うこととした。（第一七条の四～第一七条の四の三、第一七条の五、第一七条の五の二、第一七条の六～第一七条の六の六及び第一七条の八の二～第一七条の九の二関係）

4　自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。（第二四条及び附則第一八項関係）

5　特殊勤務手当に関し、小笠原手当の支給期間を延長することとした。（附則第三項関係）

6　航空自衛隊の情報システム及び当該情報システムで用いられる情報の保証に関する事務に従事することを本務とする職員を俸給の調整額の支給対象に加える等の所要の規定の整備を行うこととした。（別表第二関係）

7　俸給の特別調整額に関し、防衛装備庁長官官房参事官の新設及び同庁調達管理部企業調査官の廃止に伴う対象官職並びに同庁長官官房装備開発官の種別を改めることとした。（別表第三関係）

8　特殊勤務手当に関し、対空警戒対処等手当、夜間特殊業務手当及び海上警備等手当の支給される職員の範囲又は支給額を改めるとともに、特殊過重勤務手当及びレンジャー作業手当を新設することとした。（別表第五関係）

9　その他所要の規定の整備を行うこととした。

10　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十九号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「百四人」を「百五人」に改める。

附則第四項中「百四人」を「百五人」に、「百三人」を「百四人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

デジタル庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十号

デジタル庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「十九人」を「二十二人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

復興庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄